

令和2年6月5日付で提出されました「2020年夏期要求書」について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答
1. 夏期一時金は、現行月数を確保すること。	1. 条例どおり支給した。
2. コロナ禍の対応による職員の健康管理を鑑み、夏季休暇は特別休暇として現行日数以上を付与すること。また、すべての職員が完全取得できるような環境を整えること。	2. 夏季休暇については、職員の心身の健康の維持を図る観点から、令和2年度に限り、付与日数を10日とし、実施期間を7月1日から10月31日までの4カ月間とした。 また、夏季休暇を完全取得しやすい環境整備に努めるよう、所属長に通知した。
3. 新型コロナウイルス感染対策により、出勤する職員に過度な負担が掛かっていることから、特別手当を支給すること。	3. 新型コロナウイルス感染症から市民を保護する作業に従事した職員に対しては、令和2年6月市議会定例会に条例改正を行い、特例の特殊勤務手当として防疫等作業手当(1日3,000円又は4,000円)を支給することとした。 加えて、従前からある感染症消毒作業手当(1日600円)についても、支給対象となる感染症に新型コロナウイルス感染症を加える規則改正を行った。
4. 本年6月1日に施行された、いわゆる「パワハラ防止法」について、市川市としての見解や対策を明らかにすること。	4. パワーハラスメントを含むハラスメント防止対策については、継続した取り組みをしていくことが重要だと認識している。引き続き全職員を対象とした研修を実施するとともに、相談窓口の周知および防止対策を行っていく。また、ハラスメント事案が発生した場合には迅速かつ適切に対応していく。 なお、法の施行に先立ち、本市のハラスメント防止要綱について令和2年4月1日に所要の改正を行った。

※要求事項のうち、行政の企画立案及び執行に関する事項、職員定数及びその配置に関する事項、予算の編成に関する事項、具体的な任命権に関する事項並びに人事評価制度の企画立案及び実施に関する事項は管理運営事項であります。